



大津市公報

平成 29 年 3 月 31 日
号外 (第 16 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 27 大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則..... 1
- 28 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則..... 1
- 29 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2
- 30 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 31 大津市立保育所の管理運営に関する規則及び大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則..... 3
- 32 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則..... 3
- 33 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 5
- 34 大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 35 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則..... 5

訓 令

- 4 大津市職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 6

告 示

- 63 地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 6
- 64 建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることについて..... 6
- 65 平成13年告示第119号(自転車等の放置を禁止する区域の指定について)の一部改正..... 6

規 則

大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則

大津市予防接種協議会規則(平成24年規則第136号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「3人」を「4人」に改め、同項第3号中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)の一部を次のように改正する。
第35条第1項中「競争入札の方法による」を「市長が行う申込みの誘引に応じる」に改める。
第36条第1項を次のように改める。

普通財産の賃貸借期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
植樹を目的とする土地及びその定着物(建物を除く。以下この項において同じ。)の貸付け 30年以内
建物の所有を目的とする土地及びその定着物の貸付け 30年(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条又は第23条の規定により借地権を設定する場合にあっては、その都度市長が定める期間)
前2号以外の目的のための土地及びその定着物の貸付け 10年以内

建物の貸付け 5 年以内

土地及びその定着物並びに建物以外の普通財産の貸付け 3 年以内

第36条第2項中「賃貸借期間は」の次に「、借地借家法第22条若しくは第23条又は第38条の規定により更新がないことを定めて貸付けを行う場合を除き」を加え、「この場合において」を「この場合においても」に、「前項の期間」を「同項の期間」に改める。

第38条第1項中「競争入札の方法により」を「市長が行う申込みの誘引に係る」に改める。

第39条第1項中「相当する額」の次に「(借地借家法第22条又は第23条の規定により借地権を設定する場合にあっては、賃貸料の年額の12分の3に相当する額以上の額で、市長が適当と認める額)」に改める。

第42条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

第44条第1項中「競争入札の方法による」を「市長が行う申込みの誘引に応じる」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第40号」を「第41号」に改め、第40号を第41号とし、第39号を第40号とし、第38号を第39号とし、第37号の次に次の1号を加える。

(38) 会計管理者の権限に属する事務の処理の補助に関する業務

第21条の3第3項中「前条第38号から第40号まで」を「前条第39号から第41号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第25条中第19号を第38号とし、第18号を第37号とし、第17号を第36号とし、第16号の次に次の19号を加える。

法第21条第1項の規定による指定検査機関の指定に関すること。

法第23条第1項及び第3項の規定による公示に関すること。

法第23条第2項の規定による指定検査機関の名称等の変更の届出の受理に関すること。

法第25条第3項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理に関すること。

(21) 法第26条第1項の規定による指定検査機関の役員を選任及び解任の認可に関すること。

(22) 法第26条第2項の規定による検査員の選任又は解任の届出の受理に関すること。

(23) 法第26条第3項の規定による指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令に関すること。

(24) 法第28条第1項の規定による業務規程の認可に関すること。

(25) 法第28条第2項の規定による業務規程の変更の命令に関すること。

(26) 法第29条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可に関すること。

(27) 法第29条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。

(28) 法第31条の規定による命令に関すること。

(29) 法第32条第1項の規定による業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可に関すること。

(30) 法第32条第3項の規定による公示に関すること。

(31) 法第33条第1項の規定による指定検査機関の指定の取消しに関すること。

(32) 法第33条第2項の規定による指定検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令に関すること。

(33) 法第33条第3項の規定による公示に関すること。

- (34) 法第35条第1項の規定による業務の全部又は一部の実施に関すること。
- (35) 法第35条第2項の規定による公示に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市立保育所の管理運営に関する規則及び大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第31号

大津市立保育所の管理運営に関する規則及び大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

第1条 大津市立保育所の管理運営に関する規則(昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「第56条第3項」を「第56条第2項の規定により徴収される同法第51条第4号」に改める。

第2条 大津市児童福祉負担金徴収等規則(平成27年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第32号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第3号を次のように改める。

児童心理治療施設

第13条第2項中「うえ」を「上」に、「医療費支給決定通知書」を「医療費を支給する旨を決定したときは、医療費助成支払決定通知書」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

様式第1号中「住民税課税(非課税)証明書」の次に「(個人番号が記載された書類及び本人確認書類でも可)」を加える。

様式第2号の4中「精神科通院医療費助成券」を「精神科通院医療費受給券」に改める。

様式第2号の5中

「

母父等の扶養する18歳未満等の児童	・ ・ 生		記 号 番 号 被 保 険 者 名	保 険 者 番 号 加 入 年 月 日
	・ ・ 生		記 号 番 号 被 保 険 者 名	保 険 者 番 号 加 入 年 月 日
	・ ・ 生		記 号 番 号 被 保 険 者 名	保 険 者 番 号 加 入 年 月 日
	・ ・ 生		記 号 番 号 被 保 険 者 名	保 険 者 番 号 加 入 年 月 日

を

」

母父等の扶養する18歳未満等の児童	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日
	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日
	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日
	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日
	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日
	・ ・ 生		記号番号 被保険者名	保険者番号 加入年月日

に

改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 13 条関係)

年 月 日

様

大津市長



医療費助成支払決定通知書

下記のとおり、医療費の給付が決定しました。

支給については、下記のとおり御指定いただいた預金口座に振込みの手続きをしましたので通知します。

なお、給付額が変更決定された場合は、返還していただくことがありますので御了承ください。

記

- 1 振込日
- 2 振込預金口座
- 3 給付額
- 4 受給者番号
- 5 受給者氏名
- 6 給付内訳

	診療年月	医療機関名	入外	保険診療額	自己負担額	医療助成費

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第1号の規定による医療費受給券交付申請書及び様式第2号の5の規定による医療費受給券更新申請書は、改正後の大津市医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第33号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。
別表第4坂本第三団地の項中「30区画」を「9区画」に改め、同表蟹川団地の項中「9区画」を「13区画」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第34号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則(平成27年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改める。

第5条の見出し中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改め、同条第1項中「子育て支援型預かり保育を受けさせよう」を「一時預かり事業を利用させよう」に、「預かり保育利用券」を「一時預かり事業利用券」に、「預かり保育を受けさせる」を「一時預かり事業を利用させる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則(平成29年教育委員会規則第1号)別表に規定する夏季休業日における一時預かり事業を利用させようとする支給認定保護者は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのいずれも一時預かり事業を利用させようとするときは、それぞれの利用について利用券を市長に提出しなければならない。

第5条第4項中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改め、同条第5項を削る。

様式第1号中「預かり保育利用券」を「一時預かり事業利用券」に改める。

様式第2号中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に、「預かり保育利用券」を「一時預かり事業利用券」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市立幼稚園保育料等に関する規則の規定による預かり保育利用券は、当分の間、なお使用することができる。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則

第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,950円」を「105,130円」に、「57,030円」を「57,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,570円」に、「28,520円」を「28,560円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

大津市訓令第4号

大津市職員の人事評価に関する規程(平成22年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第63号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変更事項	変更年月日
池の里自治会連絡協議会	主たる事務所の所在地 大津市池の里26番20号 代表者の氏名及び住所 氏名 池田 宗和 住所 大津市池の里26番20号	平成28年5月2日

大津市告示第64号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定により、平成29年4月1日から、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条の規定により告示する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市告示第65号

平成13年告示第119号(自転車等の放置を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

別図 を次のように改める。

大津京駅周辺自転車等放置禁止区域

